

2019年7月25日

年度途中退会における会費取扱いの改訂について

ジャカルタジャパンクラブ事務局

2019年7月25日付で、年度途中で退会をする場合の会費取扱いを以下の通り改訂することとなりましたのでお知らせいたします。

1. 変更点と狙い

現行ルールでは、毎年4月から翌年3月まで年度単位の加入を基本とし毎年度末に翌年度年会費を一括払いすることになっているが、今回これを改訂し年度途中で退会を予定している場合は年度初めの4月から退会予定日まで1年未満の加入を認めることとする。会費額は年会費額をベースとした月割り計算で算定する。本改訂により、帰国時期による会員間の不公平を是正するとともに、年度末で退会する会員の流出防止を図る。

<改訂前> 年間加入を原則とする（会費は年額を一括払い）

<改訂後> 退会予定日までの希望期間の加入を選択可能とする

2. 変更後の会費支払い（①と②は現行通り。今回③を新設）

今回の改訂により入会から退会までの会費支払いは以下の通りとなる。

① 入会時： 年度末までの会費を月割り計算で支払う

② 年度更新時（年間継続の場合）： 年会費を一括で支払う

③ 年度更新時（退会予定の場合）： 退会予定日までの会費を支払う

<改訂後の実務上取扱い>

・ 会員が提出する「短期更新および退会予定届」（仮称）に基づき会費計算をおこなう。退会予定日は本人の申告による。年度初めから3か月未満の退会の場合（4月あるいは5月の退会の場合）は、会費額は3か月分とする。

・ 退会予定日が伸びる場合は事前の通知により1回のみ延長を認める。延長しない場合はそのまま退会扱いとする。

・ 退会予定日より早く退会した場合でも、すでに支払った会費の清算・払い戻しはしない。

・ 年会費をすでに支払った会員が年度途中で退会する場合でも、従来通り支払った会費の清算・払い戻しはしない。

・ 入会時において年度末以前に退会を予定する加入希望者は、個人部会評議員会の了承をもって正式入会とする。

3. 改訂時期

2019年7月25日（木）付けで改訂する。

4. 2019 年度すでに年会費を支払い済みの現会員への特例措置

今回の改訂にともない、すでに年会費を支払っている年度内退会予定者に対し以下の特例措置（加入期間変更と差額清算措置）をとることとする。

- ① 希望する会員は JJC 個人部会長あてに「加入期間変更届および退会予定届」を提出し、支払済の年会費との差額清算（払い戻し）を行う。この手続きは 2019 年 8 月 30 日（金）までに行うものとする。
- ② この払い戻しは、会員本人または本人より指定された代理人に現金で支払うか、本人への銀行口座振り込みで支払う。
- ③ 上記①の加入期間変更届を提出した後の退会予定日の延長は 1 回のみ認める。延長しない場合は届出の退会予定日で退会したとみなす。
- ④ 本特例はルール改訂時においてすでに退会した会員には適用しない。（改訂実施日時点の現会員を対象とする）

差額清算の申請方法については「2019 年度途中退会者の特例措置（差額清算）申請について」以下 URL を参照。

[https://jjc.or.id/kojin/oshirase/2019 年度退会者の差額清算申請について/](https://jjc.or.id/kojin/oshirase/2019年度退会者の差額清算申請について/)

以上